令和２年４月
保健衛生課

専用水道布設工事確認申請の流れ

1　専用水道確認申請事前相談
　設置者面談

設置者及び施工業者対象

⇩

2　環境指導課との協議（井戸水使用の場合）
　水利関係者との協議（河川水等使用の場合）
　市水道局との協議（市町村水道と混合する場合）

○水道事業者との協議内容の記録を申請書に添付
○協議内容については、保健衛生課から水道事業担当者に確認

⇩

3　試掘（井戸水使用の場合）
　揚水試験
　１年間の流量計算（河川）

取水率５０％

⇩

4　原水水質検査　水質基準４０項目
　クリプトスポリジウム指標菌（大腸菌、嫌気性芽胞菌）

保健所又は大阪健康安全基盤研究所
水道法第２０条厚生労働省登録検査機関

約３週間

⇩

5　専用水道布設工事確認申請

保健衛生課で下見後、受付

⇩

6　確認申請書の審査

保健衛生課

⇩

7　専用水道布設工事確認通知

通知書交付

30日
（資料の修正、補足による期間は含めない）

⇩

8　専用水道布設工事着工

⇩

9　専用水道布設工事竣工

⇩

10　水道技術管理者選任

資格基準有り

⇩

11　施設検査実施

水道技術管理者が実施

⇩

12　浄水水質検査　水質基準５１項目

保健所又は大阪健康安全基盤研究所
水道法第２０条厚生労働省登録検査機関

約３週間

⇩

13　給水開始届

保健衛生課受付

⇩

14　給水開始前の行政立入検査

保健衛生課

⇩

15　給水開始

⇩

16　維持管理（水質検査等）

毎日残留塩素測定、毎月水質検査実施（うち年４回は51項目）
保健衛生課による立入検査